

茨木市広告入り窓口用封筒等の無償提供業務に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

広告を掲載した窓口用封筒等（以下「封筒」という。）の無償提供を希望する事業者（以下「無償提供者」という。）を募集し、封筒の無償提供を受けることにより、事業の経費節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、実施するものである。

事業者選定にあたっては、事業者が有する業務実績、専門性、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と協定書を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「無償提供者候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

広告入り窓口用封筒等の無償提供業務

(2) 業務内容

無償提供者は、封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、別紙基本業務内容に示す封筒を製作し、市に納入するものとする。

(3) 業務期間

協定締結日から1年間

ただし、期間満了の3か月前までに双方から特段の意思表示がない場合、期間満了の翌日から更に1年間継続する。なお、更新は締結日から5年間を限度とする。

3 当該業務の予算額等

0円

企画、編集、印刷及び納品など、封筒の作成等に要する一切の費用については、無償提供者が集める広告及びその他収入により賄うものとし、茨木市は一切の費用を負担しないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより無償提供者候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、茨木市（以下「本市」という。）の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 主として広告代理業務を営む事業者であって、応募の日から過去3年間において、本業務と同種業務の履行実績があること。なお、同種業務とは、広告入り窓口用封筒又は類似の封筒等（紙媒体）の無償提供業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで政策企画課宛送信すること。

ア 提出期限：令和7年8月21日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課

(E-mail)kikaku@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

ア 回答日：随時

イ 掲載場所：茨木市ホームページ 政策企画課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/kikaku/>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実施体制調書（様式3号）

② 業務実績調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和7年8月14日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法：簡易書留で郵送又は持参（土日祝等市役所閉庁日を除く）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により事務局で審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により8月20日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに政策企画課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、基本業務内容等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類・必要部数

A4判を原則とし、A3判等はA4判に折り込むものとする。

ア 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本7部

イ 作業スケジュール（任意様式） 正本1部 副本7部

※ア及びイの提出書類には企業名を入れないこと。

ウ 過去に無償提供した窓口用封筒又は類似の封筒等（紙媒体） 8部

エ その他事業者による任意書類（会社案内等） 1部

(3) 提出方法等

- ア 提出先：茨木市企画財政部政策企画課（茨木市役所本館 3 階）
イ 提出期限：令和 7 年 8 月 25 日（月）午後 5 時まで（厳守）
ウ 提出方法：簡易書留で郵送又は持参（土日祝等市役所閉庁日を除く）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

(1) 書類審査

提出された企画提案書等を下記10で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を無償提供者候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

ア 結果通知

全提案者に対し、郵送で審査結果通知書（様式 7 号）により通知する。

イ 結果に対する問合せ

審査により無償提供者候補者とならなかった提案者は、審査結果について、通知日より起算して 7 日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 企画提案の内容 560点／700点（委員審査 80点×7委員）

審査基準		審査内容	配点
企画提案書	トラブルへの対応等	掲載した広告内容及び広告主に問題が発生したときや広告内容に関する苦情があったとき、封筒が不足した場合の対応等について、適切な提案がなされているか。	30
	広告募集方法等の妥当性	掲載広告数や広告募集方法は明確かつ妥当性のあるものであり、市の信頼や品位を損なわないものか。また、茨木市内の事業所に広告掲載の機会が十分に与えられるような提案がなされているか。	20
	業務遂行能力・独自性	事業内容やスケジュールは実現可能なものか。また、別紙の基本業務内容に示された事項以外に、独自の視点から市民及び市にとって有益な提案がなされているか。	30
合 計			80

(2) 業務実績調書等内容 140点／700点（事務局審査）

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制	安定的な業務遂行が可能な体制がとられているか。 業務実施体制に記載の提案者所属の管理者責任者又は担当者について、1人につき10点とする。また、管理者責任者又は担当者1人につき、実務経験年数3年以上6年未満で3点、6年以上で5点を加算する（1人につき最大15点）。 ※70点を上限とする	70
業務実績	同種業務の経験が豊富か。 業務実績調書に記載の過去3年間における同種業務について、契約等1件につき10点とする。 ※同種業務とは、広告入り窓口用封筒又は類似の封筒等（紙媒体）の無償提供業務をいう ※70点を上限とする	70
合 計		140

11 無償提供者候補者の決定

無償提供者候補者は、上記10の審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を無償提供者候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、「トラブルへの対応等」が高い提案者を無償提供者候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「トラブルへの対応等」が同点の場合、「業務遂行能力・独自性」が高い提案者を無償提供者候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、「トラブルへの対応等」が同点かつ、「業務遂行能力・独自性」が同点の場合、くじにより無償提供者候補者を決定する。
- (5) 審査の結果、評価の合計点数が420点以上に達した事業者がいらない場合は、適格者なしとする場合がある。
- (6) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い「トラブルへの対応等」が126点以上かつ、評価点が420点以上であった場合に無償提供者候補者とする。

12 無償提供者候補者との協定締結協議

(1) 履行条件等の協議

無償提供者候補者の選定後、本業務に係る協定の締結に向けて、提出された企画提案の内容をもとに、具体的な業務の履行条件等の協議を行う。
なお、必要に応じて企画提案の内容の調整を求めることがあるほか、無償提供者候補者と調整が整わなかったときは、あらためて次点者と上記の手続きを進める。

企画提案の内容の協議、調整が整い次第、仕様書を作成し、その仕様書に基づき協定を締結する。

(2) 協定書

協定書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、協定締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

参加申込締切	令和7年8月14日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年8月20日（水）
質問受付締切	令和7年8月21日（木）午後5時まで
質問に対する回答	随時
企画提案書等受付締切	令和7年8月25日（月）午後5時まで
企画提案書等審査	令和7年8月下旬頃（予定）
審査結果通知	令和7年9月上旬頃（予定）
協定締結	令和7年9月中旬頃（予定）

15 その他

(1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。

(2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 審査員と不正に接触をしたもの

エ 本要項に違反したもの

- (3) 本市が要求した場合を除き、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市企画財政部政策企画課 担当 松本

TEL：072-620-1605（直通）

E-mail：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

（郵送先） 〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市企画財政部政策企画課